

橘学苑中学校・高等学校 PTA 規約

第1章 名称

第1条 本会は橘学苑中学校・高等学校 PTA と称し、所在地を横浜市鶴見区獅子ヶ谷 1-10-35 橘学苑中学校・高等学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は次の事項を目的とする。

1. 家庭と学校の連携を密にし、生徒の心身の健全な育成をはかる。
2. 会員の教養の向上と会員相互の親睦をはかり、よりよい保護者、よりよい教職員となるよう努める。
3. 学校及び社会の教育的環境の向上をはかり、生徒の校外生活指導に努める。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 生徒の健全な育成をする他の団体や機関との連携をはかる。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とする活動は行わない。
3. 本会は、会の目的以外の事項を目的とする個人または団体とは関与しない。
4. 学校の人事や経営面には関与しない。

第4章 会員

第4条 本会の会員は次の通りとする。

1. 本校在籍生徒の保護者、本校に在籍する教職員であること。

第5条 会員はすべて平等の義務と権利を持つ。

第5章 会計

第6条 本会の経費は会費、及び寄付金等によってまかなう。

第7条 会費は次の通りとする。

1. 会費は年額 6,000 円とし、入会金 200 円とする。納期は 4 月とし、納入した会費は返金しないものとする。
2. 会費は必要に応じて見直しをするものとする。
3. 会費・入会金共一世帯単位の金額とする。

第8条 本会の経費の執行は総会で承認された予算に基づいて行われ、その決算は会計監査を経て総会で報告し、承認を得なければならない。

第9条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第6章 役員

第10条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1 名（保護者）
2. 副会長 3 名（保護者 2、教職員 1）
3. 書記 3 名（保護者 2、教職員 1）
4. 会計 2 名（保護者 1、教職員 1）

第11条 役員を選出は次の通りとする。

役員を選出は、立候補者（選挙管理委員会に、11 月末までに届けられたもの）並びに指名委員会の推薦による候補者を総会の投票により決定する。（但し、対立候補のいない場合には総会で承認を得て決定する。）

第12条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長

会務を統轄し、総会、役員会、運営委員会、合同委員会の招集をする。理事会から委嘱を受けた場合は、橘学苑の評議員となり理事会の招集する評議員会に、保護者の代表として出席する。

2. 副会長

会長を補佐し、会長不在の時は職務を代行する。

理事会から委嘱を受けた場合は、副会長が橘学苑の評議員となり理事長の招集する評議員会に、保護者の代表として出席する。

3. 書記

総会、役員会、運営委員会、合同委員会の通知をし、会務を記録保管する。

4. 会 計

全ての収支を正確に記録し、定期総会においては会計監査を経て会計報告をする。

第13条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。同一職は2年までとする。

第14条 役員に欠員が生じた場合には、運営委員会で補充選出をし、全会員に報告する。

第7章 会計監査

第15条 本会の会計を監査するため、2名（保護者1名、教職員1名）の会計監査を置く。

第16条 会計監査の選出は、指名委員会が候補者を選出し、総会で承認を得る。但し、役員とは兼任できない。

第17条 会計監査は、本会の会計を監査し、総会で監査報告をする。

第18条 会計監査の任期は1年とし、再任を妨げない。

第8章 総会

第19条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高決定機関でもある。

第20条 総会は委任状を含めて、世帯数の過半数をもって成立する。

第21条 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する。

第22条 定期総会は年度初めと年度末に行う。但し、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があった場合は臨時総会を開催することができる。

第9章 役員会、委員会、及び総会

第23条 本会に次の委員会を置く。

1. 役員会（会長、副会長、書記、会計：以下「役員会構成員」とする。）
2. 運営委員会（役員会構成員、各委員会の委員長、書記、会計：以下「三役」とする。）
3. 合同委員会（役員会構成員、担当教職員、各委員会委員）
4. 委員会（学年、広報、文化、緑花各委員、担当教職員）

第24条 三役は各委員会において委員の互選により選出する。

第25条 必要に応じ、運営委員会の決議を経て臨時に専門委員会を置くことができる。

第26条 委員会の任務は次の通りとする。

1. 運営委員会
各委員会の活動内容の連絡調整をはかり、総会への提出議案書等の検討、協議をする。
2. 合同委員会
各委員会の活動内容の連絡調整をはかり、各活動の円滑な推進をはかる。
3. 委員会 担当教職員と密接な連絡をはかり、各委員会の活動をPTAの目的に沿って円滑に推進する。

第27条 運営委員会、合同委員会は会長が招集し、委員会は委員長が必要に応じて招集する。

第10章 慶弔

第28条 会員の慶弔規定は「橘学苑中学校・高等学校PTA慶弔規定」にこれを定める。

第11章 付則

第29条 本会の規約は、総会の決議により改正することができる。

第30条 本会の運営に必要な細則は、運営委員会の決議により設けることができる。

第31条

1. 本規約は、平成20年5月24日より施行する。
2. 本規約は、平成27年5月16日に一部改正し、平成27年5月16日より実施する。
3. 本規約は、平成28年5月28日に一部改正し、平成28年5月28日より実施する。